

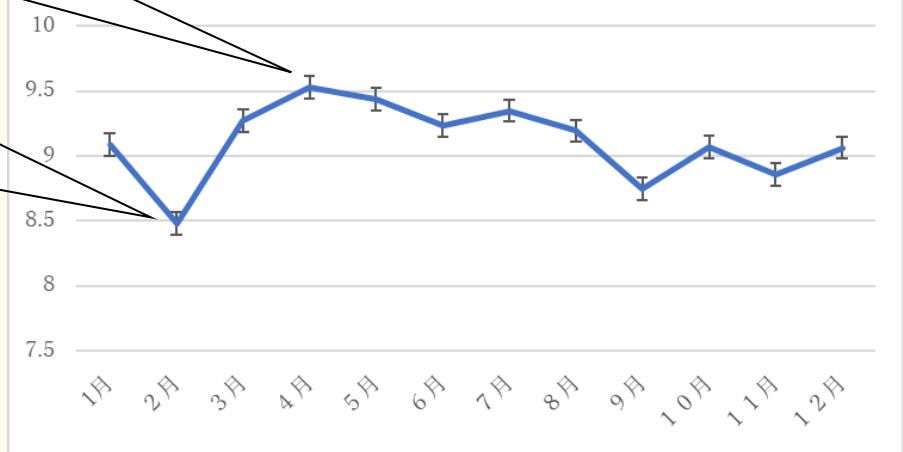
特殊勤務手当の大幅改善を実現しよう！
自らの命を削る夜勤の手当は8000円

8回を超える夜勤じゃフツターの暮らしは無理！ 経営本部は直ちに深刻な事態の改善を！ 支部調査中間報告

病院支部は2交代で月5回以上、3交代で月9回以上の夜勤から、それぞれ3交代は3000円、2交代は6000円を支給する夜勤回数超過手当を要求しています。今回支部が呼びかけた2015年から2017年までの3年間の夜勤回数調査にはたくさんの組合員の方から回答がありました。そのうち有効回答197についての集計結果がまとまりました。その結果年間3交代換算で142回、月16回もの夜勤を命じられていた組合員がいることが明らかになりました。今回は月別夜勤回数について報告します。下図のように月別夜勤回数は4月が最も多く3交代換算で9.5回にもなります。4月を頂点に、欠員の3月、新人さんが夜勤に入れない5月でピークを形成しています。その後、夜勤回数は徐々に落ち着きを見せ9月に最小値になりますが、再び年度末に向けて上昇します（2月は日数が少ないため単純な夜勤回数では2月が最小になります）。しかし9月でも夜勤回数は8.75回にもなります。50年以上も前に、夜勤は月8回以内という指針が出されたにもかかわらず、いまだにこのような夜勤実態です。都立病院が24時間365日医療を提供できるのは月平均9.1回の夜勤を働く看護師がいるからです。都はこのような過酷な勤務を行う看護師の、夜勤回数超過手当の新設に真摯に答えるべきです。またこのような過酷な夜勤実態は一刻も早く改善すべきです。

4月の夜勤回数は9.5回にも！

月別夜勤回数の変化



2月は日数が少ないので最低値になるが、それでも8.48回で8回を切らない。

※ 夜勤回数調査は継続中です。まだ回答していない方は、分会で用紙を受け取るか支部にLINEで友達申請をして回答してください。

第58回病院支部定期大会

代議員で参加しよう

日時：10月26日 9：30受付 10：00開始
場所：ベルサール西新宿 8階

<当面の日程 2018>

10月11日(木)

10時半～ 秋のナースウェーブ 新宿駅南口前

13時～ 憲法 いのち 社会保障をまもる

10.11 国民集会 日比谷野外音楽堂

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部



職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしづ子さんがつぶやいています。共感することもあるはず！

#看護師のしづ子さんで検索